

市 第 回 公 募 公 債
発 行 要 項

1. 発行者の名称 市
 2. 発行総額 金 億円
 3. 各公債の金額 1万円
本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
 4. 利 率 年 . パーセント
 5. 発行価額 額面100円につき金100円
 6. 償還金額 額面100円につき金100円
 7. 償還の方法及び期限
 - (1) 本公債の元金は、平成 年 月 日にその全額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、いつでもこれをすることができる。
 8. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 月 日及び 月 日の2回におのおのその日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 償還期日後は、利息をつけない。
 9. 申込期日 平成 年 月 日
 10. 募入方法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
 11. 払込期日 平成 年 月 日
 12. 募集の受託会社 株式会社 銀行
 13. 引受並びに募集取扱会社
株式会社 銀行（代表）
証券株式会社
・
・
 14. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
- 以 上

市 御中

この申込証の記載事項を承認の上、応募いたしたく、次の通り申し込みます。

市第 回公募公債
発行の目的 平成 年度 資金

額面 _____円

本公債の振替を行うための口座が開設された
口座管理機関または振替機関

住 所

氏 名

記

1. 発行者の名称 市
2. 発行総額 金 億円
3. 各公債の金額 1万円
本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年
法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
4. 利 率 年 . パーセント
5. 発行価額 額面100円につき金100円
6. 償還金額 額面100円につき金100円
7. 償還の方法及び期限
(1) 本公債の元金は、平成 年 月 日にその全額を償
還する。
(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日
にこれを繰り上げる。
(3) 買入消却は、いつでもこれをすることができる。
8. 利息支払の方法及び期限
(1) 利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ
毎年 月 日及び 月 日の2回におのおのその日ま
での前半箇年分を支払う。
(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、そ
の前日にこれを繰り上げる。
(3) 償還期日後は、利息をつけない。
9. 申込期日 平成 年 月 日
10. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本公債の引受並び
に募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
11. 払 込 期 日 平成 年 月 日
12. 募集の受託会社
株式会社 銀行
13. 引受並びに募集取扱会社
株式会社 銀行（代表）
証券株式会社
. .
14. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構

平成 年 月 日

市長

市 第 回 公 募 公 債 募 集 委 託 契 約 証 書

市（以下「甲」という。）は、市 第 回 公 募 公 債 総 額 億 円（以下「本公債」という。）を発行し、株式会社 銀行（以下「乙」という。）に本公債の募集を委託するにつき、甲乙間に次の契約を締結する。

第1条 甲は、平成 年度 資金に充当するため、平成 年 月 日裏面記載の発行要項（以下「発行要項」という。）の各号により本公債を発行し、乙は、その総額の募集の委託を受ける。

第2条 乙は、本公債の債権者のために、弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

第3条 本公債の引受並びに募集の取扱は、発行要項第13号の取扱会社において共同してこれを行うものとし、引受並びに募集取扱の方法、引受料その他は別に協定する。

第4条 乙は、本公債に関し、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の適用を受ける地方債としての新規記録手続及び払込後から抹消までの手続について、甲に代わり振替機関との間の手続を行うものとする。

2 乙は、前項により甲に委託された手続を行うにあたっては、振替機関の業務規程の定めに従うものとする。

第5条 乙は、平成 年 月 日に本公債の払込金を甲に交付する。

第6条 甲は、元金支払期日の 日前（銀行休業日はこれに算入しない。）に、その支払うべき金額を、交付日当日に資金決済が可能な方法により乙に交付する。

2 本公債の元金支払手数料は下記の通りとし、乙はこれを振替機関に通知する。当該手数料に賦課される消費税額及び地方消費税額は、甲が負担するものとする。

イ、元金償還の場合 元金金額の 10,000

ロ、利息支払の場合 元金金額の 10,000

3 乙は、元金の支払期日において、振替機関からの請求に基づき、振替機関から口座の開設を受けた者に対し元金を支払う。

4 甲は、元金支払期日の属する月の末日（銀行休業日に当たるときはその前日）に第2項の手数料を乙に交付する。乙は、振替機関から口座の開設を受けた口座管理機関に対し、適宜これを分配する。

5 本公債を買入消却する場合は、甲が当該公債を買受けた事実を証する書面を乙に提出する。

第7条 本公債の申込証の様式、文言及び記載事項は、乙の承諾を得て甲が定める。

第8条 本公債に関し、本公債の債権者に通知する場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除いては、官報、市公報並びに 県内において発行する1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより、これを公告する。

第9条 甲は、本公債募集の受託手数料として額面100円につき金 銭を乙に支払う。当該手数料に賦課される消費税額及び地方消費税額は、甲が負担するものとする。

第10条 甲は、本公債整理簿を乙に交付し、乙はこれに元金償還及び利息支払に関する事項を整理記入するものとする。

第11条 本公債の公債原簿及び公債整理簿の調製費並びに第8条に定める公告に要する費用は、甲の負担とする。

第12条 甲が振替機関に対し支払うべき、本公債に関する振替口座簿への新規記録に係る手数料は、甲が乙に交付し、乙が振替機関に納入する。

第13条 本契約に定められた事項につき、変更の必要が生じたときは、そのつど、甲及び乙は、相互にこれに関する協定をする。

以上の契約の証として本契約証書2通を作成し、甲及び乙の各代表者がそれぞれこれに記名押印し、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 市
市長

乙 県 市
株式会社 銀行
取締役頭取

市 第 回 公 募 公 債 引 受 並 び に 募 集 取 扱 契 約 証 書

市（以下「甲」という。）は、株式会社 銀行を募集の受託会社として作成した平成 年 月 日付市第 回公募公債募集委託契約証書に基づいて、市第 回公募公債総額金 億円（以下「本公債」という。）を発行し、裏面記載の発行要項（以下「発行要項」という。）第13号の引受並びに募集取扱会社（以下「乙」という。）が共同してその募集を取扱い、応募額がその全額に達しない場合はその残額を引き受けるにつき、甲と乙の代表者である株式会社 銀行との間に次の契約を締結する。

第1条 甲は、市第 回公募公債募集委託契約証書の条項に従い、発行要項の各号により本公債を発行し、乙は共同してその全額につき募集を取扱い、応募額がその額に達しない場合は、その残額を引き受ける。

第2条 甲は、前条による引受料として額面100円につき金 銭を本公債の発行日に乙に支払う。当該手数料に賦課される消費税額及び地方消費税額は、甲が負担するものとする。

第3条 本公債の募集の取扱に要する費用は、乙の負担とする

第4条 本契約に関する事務の取扱に関しては、株式会社 銀行を乙の代表者とする。

第5条 本契約に定められた事項につき、変更の必要が生じたときは、そのつど甲及び乙は相互にこれに関し協定をする。但し、その変更については、あらかじめ募集の受託会社の承諾を受けるものとする。

[第6条 本公債についての取扱は、前各条のほか、法令に別段の定めがあるものを除いては、市公債条例による。]

以上の契約の証として本契約証書原本2通を作成し、甲及び乙の代表者である株式会社 銀行の各代表者がそれぞれこれに記名押印し、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

市
市長

県 市
株式会社 銀行
取締役頭取

市 第 回 公 募 公 債 引 受 団 契 約 証 書

株式会社 銀行、 証券株式会社、・・・、及び・・・（以下「引受団」と総称する。）は、 市 第
回 公 募 公 債 総 額 金 億 円（以下「本公債」という。）の引受並びに募集の取扱に関し、相互の間に次の事
項を約定する。

第1条 本公債の引受並びに募集の取扱に関しては、株式会社 銀行を引受団の代表者とし、当該代表者は、
市との間にこれに関する契約（本証書の末尾にその写を添付する。）を締結する。

第2条 引受団各員は、本公債の全額につき共同して募集を取扱い、各員への応募額がその引受分担額に達しない場
合には、その残額を引き受けることとし、各員の引受分担額は、次の通りこれを定める。

株式会社 銀行	億 円
証券株式会社	億 円
.....
.....

第3条 引受団各員のうち前条による引受が不能となったものがあるときには、その他の引受団各員は前条に定める
引受分担額の割合に応じてあん分してこれを引き受けるものとする。

第4条 引受団代表者の手数料は、募集全額に対し額面100円につき金 銭（うち消費税及び地方消費税額 銭）
の割合とする。

第5条 本公債の引受料のうちから、前条に定める手数料のほか募集取扱いに要した費用を控除した残額は、引受団
全員において第2条に定める引受額の割合でこれを分配する。なお、募集取扱いに要した費用は、引受団全員におい
て第2条に定める引受額の割合でこれを負担する。

第6条 応募超過の場合の募入方法、その他本公債の募集に関し必要な事項は、引受団代表者がこれを処理し、その
要項を引受団各員に通知する。

第7条 本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど引受団各員相互の間でこれに関する協
定をする。

以上の契約の証として本契約証書原本1通を作成し、引受団各員の各代表者がそれぞれに記名押印した上、株式会社
銀行がこれを保有し、その他の各員は、その写を保有する。

平成 年 月 日

株 式 会 社 銀 行
証 券 株 式 会 社

.....
.....

市第 回公募公債原簿

発行総額	億円
発行の目的	平成 年度 資金
各公債の金額	1万円 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
利率	年 . %
発行価額	額面100円につき金100円
申込期日	平成 年 月 日
払込期日	平成 年 月 日
発行の年月日	平成 年 月 日
償還の方法及び期限	(1)本公債の元金は平成 年 月 日にその総額を償還する。 (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3)本公債の買入消却は、いつでもこれを行うことができる。
利息支払の方法及び期限	(1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、毎年 月及び 月の各 日にその日までの半年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3)償還期日後は、利息を付けない。
募集の受託会社	株式会社 銀行
振替機関	株式会社証券保管振替機構

平成 年 月 日

市
市長